令和2年(し)第78号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出一部不許可 処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件 令和2年3月23日 第三小法廷決定

主

本件抗告を棄却する。

理由

本件特別抗告申立書には、申立人の記名のみがあり署名押印がいずれもないから、同申立書による本件抗告の申立ては無効と解すべきである。

よって、刑事確定訴訟記録法8条2項、刑訴法434条、426条1項により、 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 林 道睛 裁判官 戸倉三郎 裁判官 林 景一 裁判官 宫崎裕子 裁判官 宇賀克也)